

ロゴマーク「TALKING CIRCLE KOBE」の使用に関する要綱

令和5年8月24日

企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）が著作権を有する別紙1のロゴマーク（以下、「TALKING CIRCLE KOBE」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 「TALKING CIRCLE KOBE」は、約30年振りとなる市の次期「総合基本計画」策定に関して、事業への参画機運醸成のために、市内外へ事業を発信することを目的として使用することができる。

(使用条件)

第3条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第78号）第6条または第7条に該当する場合であって、次の各号のいずれにも該当しない場合、使用することができる。

- (1) 神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 収益が発生する事業に使用するとき又はそのおそれのあるとき（実費相当額を得る場合を除く）
- (6) 市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条1項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したときに前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市が認めるとき

(使用の手続)

第4条 「TALKING CIRCLE KOBE」を使用する者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（別紙様式第1号）に「TALKING CIRCLE KOBE」の使用目的等、必要事項を記入し、必要な書類を添付して市に提出し、使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 市は、前項の申請内容が第2条に定める使用目的及び、第3条に定める使用条件に合致するとき、「TALKING CIRCLE KOBE」の使用を承認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続き無く、使用することができる。
  - (1) 個人的又は家庭内など限られた範囲内において使用する場合

- (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
- (4) その他市が必要と認める場合  
（使用期間）

第5条 「TALKING CIRCLE KOBE」の使用期間は、申請した使用開始日の属する年度の3月末日までを限度とする。

- 2 申請した使用期間終了日を超えて継続して使用する場合は、ロゴマーク使用延長届出書（別紙様式第1号の2）を提出するものとする。  
（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、使用するデザインについて、別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。

- 2 使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された用途のみに使用すること
  - (2) 市から使用状況の調査等に関する要請があった場合、要請に応じること
  - (3) 使用者の責任において、ロゴマークを使用する形態に応じた遵守すべき法令その他の定めを調査し、及びこれらを遵守すること
  - (4) 市または第三者に損害を与えないこと  
（使用後の報告）

第7条 使用者は、第4条で承認された使用期間終了後に、ロゴマーク使用報告書（別紙様式第2号）を市に提出しなければならない。  
（使用の取消）

第8条 使用の承認を受けた者が次の各号にあたる場合は、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

- (1) 第3条各号に該当する事実が判明した場合
- (2) 第6条第1項及び第2項に定める事項を遵守しなかった場合
- (3) 様式第1号、第1号の2、第2号の記載内容に虚偽が認められた場合  
（損害賠償）

第9条 使用者は、「TALKING CIRCLE KOBE」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。  
（所管）

第10条 当要綱に関する事務は、企画調整局が所管する。  
（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、「TALKING CIRCLE KOBE」の取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、市の指示に従うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月24日より施行する。

(別紙1)

① 「TALKING CIRCLE KOBE」

